

平成22年度第4回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成23年2月8日（火曜日）

午後1時30分から午後2時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成22年度第4回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成23年2月8日（火）午後1時30分から午後2時30分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：林山泰久 委員 橋本潤子 委員 小野寺敏一 委員 風間聡 委員
河野達仁 委員 千葉克己 委員 両角和夫 委員 山本信次 委員

欠席委員：伊藤恵子 委員 宮原育子 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成22年度第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

始めに、佐藤企画部長より御挨拶を申し上げます。

企画部長 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、公共事業評価部会に御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。今年度は、今回が最後の部会になりますが、これまで毎回、長時間に渡って御審議を賜りまして、たくさんの御意見や御指導を頂戴しましたこと、改めてお礼申し上げます。

今年度は、12の公共事業について御審議をいただきまして、昨年11月に答申をいただきました。県としてはこの答申を受けまして、改めて県の考え方を整理し、これからの事業執行に反映させるべく評価書として評価結果を決定し、既に公表いたしました。本日改めまして、この評価書の内容についても御報告させていただきますこととしております。

また、本日は公共事業再評価制度の改正案について御説明するとともに、昨年9月に新たな事後評価制度として制度化いたしました再評価事業完了報告（事後評価）についても御報告を申し上げますので、忌憚のない御意見や御指導を頂戴したいと思います。簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いたします。

司 会 本日は、林山部会長を始め8名の委員に御出席いただいております。行政評価委員会条例第4条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、伊藤委員、宮原委員におかれましては、所用のため欠席する旨の御連絡をいただいております。

では、会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。まずは、次第、裏面が出席者名簿となっております。それから資料1の評価書。資料2、公共事業再評価制度の改正について。資料3、再評価事業完了報告書。以上につきまして、お配りしております。

また、再評価調書の御持参をお願いしております。お手元がない場合は、事務局の方へお申し付け願います。よろしいでしょうか。

それでは会議に入りますが、御発言の際には机正面にございますマイクスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。

また、発言が終わりましたらスイッチをオフにしてください。

それでは、林山部会長、議事の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

林山部会長 それでは、議事に入りたいと思います。

最初に議事録署名委員を指名させていただきます。今回は小野寺委員、両角委員のお二人をお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第を御覧いただきたいのですが、本日は議事が三つございます。最初に、議事（１）平成22年度公共事業再評価に係る評価の結果について、事務局より説明をお願いいたします。

政策課長 それでは議事（１）平成22年度公共事業再評価に係る評価の結果について、御報告申し上げます。

評価書となっております資料1を御覧下さい。この評価書につきましては、12月1日の公表日に、既に委員の皆様にはメール等により情報提供しておりますが、本部会におきまして、改めて御説明を申し上げます。

1の対象事業名ですけれども、本年度は12の公共事業につきまして再評価を実施しております。4の評価の経過に記載のとおり、3回の部会、1回の現地調査を開催させていただき、御審議いただきまして、11月4日に県行政評価委員会及び公共事業評価部会から答申をいただいたところでございます。

次に、2ページを御覧下さい。5の行政評価委員会の意見に答申の内容を記載しておりますが、審議対象のすべての事業につきまして、継続妥当との御判断をいただいております。また、同時に今後の事業の実施に関する意見として、事業全般に対しまして、「近年、地球温暖化等に伴う異常気象の発生等が多く見られるようになり、本県においても、今後、自然災害リスクの増大が懸念される。したがって、公共事業の実施に当たっては、事業の計画段階から、そうした視点も十分に考慮するとともに、とりわけ、県民の生命と財産に直結する事業については、事業効果の早期発現が図れるよう、迅速な施行に努めること。」といった附帯意見をいただいております。

県では、これらの御意見を踏まえまして、6の評価の結果に記載のとおり、すべての事業について継続することとしております。また、附帯意見に対する対応方針としましては、事業全般といたしまして、「公共事業の実施に当たっては、自然災害リスクの増大等の視点についても、事業の計画段階から十分考慮するとともに、特に、県民の生命と財産に直結する事業においては、事業効果の早期発現が図れるよう、より一層、効率的・効果的な事業実施に努める。」とし、県の評価を取りまとめたところでございます。評価結果の調書は事業毎に作成しておりますが、資料が大量ということもございまして、今回は添付を省略しておりますことを御了承願います。

県といたしましては、これらの評価結果を踏まえまして、平成23年度の予算編成に反映した状況について、反映状況説明書を作成しまして、明日、公表する予定です。後日、委員の皆様へも情報提供いたしますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

林山部会長 ありがとうございました。資料1の行政評価委員会の意見の部分につきましては、前回の部会で皆様の承諾をいただいているところでございます。
別紙1について、知事には直接渡しているのでしょうか。

政策課長 別紙1を含め、評価書そのものにつきまして、知事にも確認いただいております。

林山部会長 分かりました。
ただいまの説明につきまして、他に御質問、御意見などございますか。よろしいでしょうか。
それでは、次に議事(2)公共事業再評価制度の改正について、事務局から説明をお願いします。

企画・評価専門監 それでは、公共事業再評価制度の改正について御説明いたします。
資料2「公共事業再評価制度の改正について(案)」の1ページを御覧下さい。最初に、改正を必要とする理由でございますが、1の改正の理由にありますように、昨年4月1日付けで、国土交通省において、国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領が改定され、再評価の実施時期の見直しが行われました。今回は、この改正に伴いまして、県の公共事業再評価制度に係る関係規定について、所要の改正を行うものでございます。

まず、国交省における改定の概要につきまして御説明いたします。2(1)国交省所管公共事業の評価実施要領の改定概要(補助事業関係)の枠の中を御覧下さい。国交省の改定内容のうち、県が関係する補助事業に関する改定箇所につきまして、2点、箇条書きで記載しております。まず第1点目、①の1回目の再評価実施時期の短縮でございますが、これまでの10年継続から5年継続に期間短縮となりました。次に、第2点目、②の2回目以降の再評価、これは県ではいわゆる再々評価のことでございますが、このサイクルを全て5年に統一したということでございます。補助事業の下水道事業の再々評価は、これまで10年毎の評価とされていましたが、他の補助事業と同様に、5年毎に統一されました。

少し詳しく見てみますと、次の(2)に、国土交通省所管の公共事業の評価実施要領の新旧対照表を参考掲載しておりますが、表の下段の②の再々評価の改定前の欄にありますように、これまで別紙2として、下水道事業を含む形での補助事業の再々評価期間が規定されておりましたが、今回の改正によりまして、別紙が削除され、国土交通省の補助事業については、全て一律5年とされたものです。なお、県の下水道事業は、これまで国庫補助事業として実施してまいりましたが、今年度からは、補助事業の下水道事業ではなく、社会資本整備総合交付金事業として実施されることとなりましたので、今後は、実体的には補助事業の下水道事業は存在しないということになります。

次に、裏面の2ページを御覧下さい。3としまして、今回の県の規則等の改正方針を記述しております。これまで御説明しました国交省の再評価制度の見直しを受けて、県でも改正が必要となりますが、現在のところ、県の現行再評価制度においては、特段の不都合はないことから、今回の改正の基本的な考え方としましては、現行の県の再評価制度での実施時期の取扱いを維持しつつ、今回の国交

省の改正内容を踏まえた必要最小限の改正に留めることとしたいと考えております。なお、これまで下水道事業とともに特例扱いとしてきました水産基盤整備事業につきましても、現行の農林水産省の要領に準じて改正を行い、国庫補助事業の取扱いについて、県の規程上の統一を図りたいと考えております。

以上のことを踏まえまして、今回改正を要する箇所としましては、大きく、施行規則と実施要領の二つになります。参考として、中段以降、枠で囲んで該当箇所の施行規則と実施要領の抜粋を掲載しておりますが、一つは上の枠ですが、県条例施行規則第 22 条第 1 項の中の第二号と第三号、再評価及び再々評価の期間の規定になります。もう一つは下段の枠になりますが、公共事業再評価実施要領第 2、特例期間の対象事業について、それぞれ改正を要することとなります。

それでは具体的な改正案について、御説明を申し上げますので 3 ページを御覧下さい。この表は、見やすくするために、現行規定と改正案を対比させながら、改正関連部分のみを抜粋して示しております。表の左側は現行制度、右側には改正を要する箇所の改正案を記載しております。アンダーラインを引いている箇所が改正の該当箇所ということになります。最初に、太枠の上段部分、括弧書きで再評価 10 年継続（例外 5 年継続）と書かれているところですが、これは、規則第 22 条第 1 項の第 2 号の部分になります。現行の規則では、国庫補助事業であって別に定めるものとして、水産基盤整備事業のみは 5 年で再評価になりますが、現行規定のままでは、国交省所管国庫補助事業は 10 年継続で 1 回目の再評価となりますので、国交省の今回の改定内容を反映するため、下線部分を改正し、括弧内を右側の欄にありますように、国庫補助事業については所管する省庁が定める期間としております。これによりまして、現行規定の 10 年継続を基本としながら、国交省の改定内容である 5 年で再評価にも対応でき、また、農林水産省所管の水産基盤整備事業についても同時に読み込めることとなります。

二つ目は、太枠の下段部分ですが、括弧書きで再々評価 5 年毎、例外 10 年毎と書かれているところ、これは、規則第 22 条第 1 項の第 3 号の部分になります。現行の規則では、下線部分の別に定めるとの規定によりまして、国庫補助事業の下水道事業は 10 年度毎と規定されております。従いまして、国交省の今回の改定、再々評価は 5 年ごとにするという見直しに沿った改正が必要なところでございますが、先ほど、国交省における改定の概要の中でも御説明いたしましたように、今年度からは、県の下水道事業は社会資本整備総合交付金事業として実施されることとなりましたので、今後は、実体的に、補助事業の下水道事業は存在しないということになります。この社会資本整備総合交付金事業につきましては、国としては公共事業再評価を実施しないこととしており、今後は、国から再評価、再々評価を求められないこととなります。従いまして、県としましては、今後、下水道事業の評価を実施しないこととする選択も可能なところですが、適正かつ効果的な評価を行うためにも、これまでの評価実績を踏まえ、これまでどおりの 10 年ごとのサイクルで評価を実施したいと考えております。このことから、改正案としましては、例外規定として、下水道事業については 10 年度としまして、下水道事業については、現行の再々評価サイクルを維持する旨を、ここに明示しております。

次に、裏面の 4 ページを御覧下さい。こちらは、ただ今御説明しました内容を表に整理したものでございます。表の上段が国交省の改定概要であり、下段が県

の改正案の概要となっております。表中の網掛け箇所が、今回の改正箇所でございますので、参考にしていただければと思います。

最後に、今後の県の改正スケジュールでございますが、今回御提示しましたこの改正案につきまして、部会での御了解をいただきましたら、今年度末までに改正手続を行いまして、来年度4月から新たな規定に基づく公共事業再評価を実施したいと考えております。なお、ただ今、御説明いたしました改正案文につきましては、現在、県の法令担当課に最終確認をしているところでございますので、文言等の修正があった場合には、改めて委員の皆様にご報告を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

公共事業再評価制度の改正につきましては、以上でございます。

林 山部会長 ありがとうございます。ただいま御説明いただいた要点は、国交省の実施要領に従って再評価実施期間を5年毎に統一するという事で、より厳しいというか前向きな形で評価するという事。それに伴う施行規則などの改正を行うわけですが、文言につきまして、主旨は損なわないよう専門家に確認いただくという事でございます。

これにつきまして、御意見、御質問等ございましたら承りますがいかがでしょうか。

主旨についてはよろしいでしょうか。それでは、この主旨で進めていただくこととし、文言について微修正があれば、委員の皆様にもお知らせいただきたいと思っております。

それでは、次に議事（3）再評価事業完了報告（事後評価）に入りますので、説明される都市計画課の方々の準備をお願いします。

準備が整いましたら、資料3の説明をお願いします。

企画・評価専門監 それでは、再評価事業完了報告(事後評価)について御説明いたします。

資料3、平成22年度再評価事業完了報告書(事後評価)の表紙の裏面を御覧下さい。こちらには、公共事業再評価における事後評価制度のフロー図を掲載しております。事後評価制度につきましては、昨年7月に開催されました第2回評価部会において、それまでの完了報告の制度をベースに改良し、新たな評価制度として御了承いただき、昨年9月に制度化されたものでございます。委員の皆様には既に御承知のことではございますが、今回が新制度における初めての御報告となりますので、制度の概要について簡単に確認をしておきたいと思っております。

基本的な評価の流れは省略しまして、ポイントのみの御説明とさせていただきます。表中の下段、事後と書かれている箇所の右側、二重線囲み部分を御覧下さい。再評価事業完了報告(事後評価)は、公共事業再評価を実施した事業を対象としまして、事業完了後から5年度以内に事後評価の視点も含め、部会へ完了報告を行う制度となっております。これまでの再評価事業完了報告(1次事後評価)に、事後評価の目的や視点を加えて制度化しており、表中の※印のところに主な改正のポイントを列挙しております。新たに追加した項目の内、必須項目としましては、丸の部分になりますが、「地元の意見、満足度」、「完了後の影響と対策」、「今後の同種事業に対する課題と対応策等」、それから、状況により記載するものとして、三角の部分になりますが、「社会経済情勢の変化」や「完了後

の費用対効果分析結果」などの視点を追加しております。

この後、事業担当課から御報告いたしますが、今回の報告は街路事業の1事業のみとなります。委員の皆様からは、率直な御意見や御感想などをいただき、次年度以降の事業実施に反映していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、この事後評価の部会での取扱いにつきましては、審議事項ではなく、報告事項としての取扱いとなっておりますので、よろしく願いいたします。説明は、以上でございます。

林 山部会長 ありがとうございます。本日、街路事業について都市計画課より御報告いただきますが、事務局から説明がありましたように、審議事項ではなく報告事項となりますので、追加資料等の提出は求めず、ここでの御意見、御感想等をいただくということで皆様の御協力をお願いします。
それでは、報告についてよろしく願いいたします。

都市計画課 都市計画課の阿部と申します。よろしく願いいたします。
1 ページをお開き願います。都市計画道路玉川岩切線道路改築事業の事後評価について、御報告いたします。

施行地名につきましては、多賀城市浮島地内ということで、7、8 ページに位置図等を添付しておりますので、あわせて御覧いただければと思います。

事業目的でございますが、都市計画道路玉川岩切線につきましては、塩竈市玉川を起点といたしまして、多賀城市岩切に至る総延長4,500mの幹線道路でございます。事業箇所の現道区間につきましては、道路幅員が狭く、歩道も整備されていないため、バイパスを整備することにより、走行車両及び歩行者の安全を確保するものでございます。また、将来的には三陸縦貫自動車道の多賀城インターチェンジの建設が予定されておまして、本インターチェンジへのアクセス道として期待されるとともに、塩竈市、多賀城市、仙台市を結節し、交流・物流の円滑な促進に大きく寄与する重要な路線となっております。

事業内容でございますが、事業着手時は起点が多賀城市市川字伏石11の1、終点が多賀城市浮島字宮前133番ということで、延長が1,130m、幅員が12m、将来計画が18mということになっておりました。平成14年度の再評価時におきましては、起終点が変わっておりません。ただし将来計画が25m ということで、2車線から4車線に変更になってございます。また、平成20年度の完了時につきましては、終点部が現道にすり付く関係がございまして、7mほど長くなっております。

続きまして事業費に移りますが、事業着手時には全体事業費として28億円を想定しておりました。再評価時が30億円、完了時には29.5億円ということで、5千万円ほど減額となっております。その内訳としまして、事業着手時から順に申し上げますが、用地費が14.8億円、再評価時が15.2億円、完了時が13.9億円となっております。費用負担の内訳としまして、地元市町村から10%の負担金をいただいております。2 ページに移ります。こちらには事業費の変更状況とその要因について記載しております。事業着手時と再評価時の比較でございますが、軟弱地盤箇所が一部ございまして、地盤改良を施工したために、工事費が増額となっております。また、再評価時と完成時の比較でございますが、事業費の精査によりまして、工事費が5千万円ほど減額となっております。その対照表をとりまとめ

ております。

続きまして、事業期間でございますが、平成4年度の事業着手時におきましては、平成4年度から用地買収を開始いたしまして、平成7年度に工事に着手し、平成13年度に工事を完了させる予定としておりましたが、再評価時においては完成年度が7年ほど遅くなっているという状況でございます。また、平成20年度の完了時におきましては、再評価時と同じスケジュールで進行しておりました。事業期間変更の理由といたしまして、下の部分に取りまとめております。主に用地と遺跡調査の関係で整理しております。まず用地につきましては、用地代替地の調整、遺産相続の権利調整、移転方法や補償内容について地権者との合意に時間を要したため、事業期間が伸びてしまったというのが一点目でございます。また、二点目といたしまして、この道路そのものが、特別史跡多賀城の区域内に入っているということもございまして、用地買収後に、ほぼ全線に渡って文化財調査を行う必要があったために、事業の完了年度が遅れたということもございます。

3ページを御覧いただきまして、施設管理状況でございます。平成21年7月に供用を開始しておきまして、主要地方道泉塩釜線、県道として県が適切に管理を行っているという状況でございます。供用開始後、現在まで交通の支障となるような管理上の問題は発生しておりません。

次に事業の有効性に移りたいと思います。ここでは、有効性として事業の効果と費用対効果の二点について記述しております。まず事業の効果といたしましては三点ほど記述しております。まず一点目ですが、効果の発現状況ということで安全で快適な道路交通の実現を図ることができたということですが、バイパスの整備により朝夕の渋滞が解消され、安全で快適な道路交通の実現と仙塩地区の東西交通軸の強化を図ることができたというのが一点目でございます。二点目といたしましては、走行時間の短縮が図られたということで、車道の幅員が確保され、通過速度が向上したことから、通過時間が約3分から約2分へ1分程度短縮されたという状況でございます。また、大きい項目の二点目でございますが、社会経済情勢の変化ということでございます。これにつきましても二点ほど記述してございます。一点目といたしましては、事故発生状況の変化ということですが、当該区間の事故発生件数は過去10年間で29件発生しており、年間平均発生件数は3件でございました。平成21年7月に供用開始いたしまして、それ以降、1年半程度経過しておりますが、事故発生件数は2件ということでございますので、年平均では1件程度減少しているということからも、整備効果が発現されているものと考えております。二点目の交通量の変化でございますが、平成14年度の再評価時計画交通量として、平成22年度計画交通量を12,776台/日と設定しておりました。平成17年度実測値ですが、現道部の交通量は11,433台/日でした。平成21年度ですが、バイパス供用後のバイパス部分のみでございますが、交通量を観測したところ8,658台/日が通過していたという状況でございます。4ページに移ります。地元の意見、満足度でございますが、今回の整備区間に係る行政区といたしましては、市川、浮島の2行政区がございまして、この行政区の方々を対象に利用者アンケートを実施いたしました。アンケート総数は18でございます。この表の中で、50%以上の回答を得られた部分を赤で着色しております。アンケートの結果につきましては、安全に走行できる、時間短縮ができる、歩きやすくなった、という順番で良くなったとの回答がございました。また、アンケ

ートに附随いたしまして意見も記載いただきましたが、その代表的なものを5点ほど列記してございます。岩切方面から多賀城方面へスムーズに行けるようになったというのが一点です。二点目として、旧道の車の交通量が減り、車両の音、振動が少なくなり、夜静かになったというものです。三点目として、大型車も通行できるようになった。四点目として自転車も安全に通行できるようになった。五点目として旧道の交通量が減り、スピードを出す車が増えたというものでございました。

5ページに移ります。費用対効果でございます。これにつきましては、平成14年度再評価時に算出したものでございます。現況と計画を対比してございますが、現況交通量が10,662台/日、平成11年のセンサスデータでございます。計画につきましては、平成22年度計画交通量12,776台/日と設定しております。内訳は御覧の通りでございます。道路延長が1.1kmです。将来の現道を利用した時の走行速度、計画を利用した時の走行速度はそれぞれ20km/h、40km/hとなっております。それに依りまして、走行時間が3.3分から1.7分に短縮されているということでございます。算定基準年につきましては平成14年度、供用年が平成20年度、便益算定期間を40年と設定しております。道路事業費でございますが、改築費と維持修理費を合計いたしまして、31.399億円に設定しております。これを現在価値に換算いたしますと、29.078億円になります。道路事業の便益といたしまして、走行時間短縮、走行費用短縮、交通事故減少の3便益を足し合わせたものが235.237億円となり、基準年における現在価値に換算いたしますと、75.289億円ということになります。これらにつきましては、B/Cを算出いたしますと2.59となっております。

続きまして、環境への影響と対策でございますが、道路法面の緑化について記述しております。道路法面につきましては、種子等による植生を実施し、周辺環境に合わせた緑豊かな道路景観を創出するように配慮しております。

6ページに移ります。再評価時にいただいた意見に対する対応状況を整理してございます。平成14年度に、継続妥当との答申をいただきました。その際に、別紙意見といたしまして、審議対象事業の実施に関する意見はございませんでしたが、今後の事業実施に関する意見としまして、街路事業の歩道部の舗装工法については、バリアフリーに配慮し、地元と十分に協議をした上で適切な工法を選定することとの意見をいただいております。これに対する対応方針といたしましては、街路事業における歩道部の舗装については、地域の街づくりの意向や沿道環境等の調和に十分配慮した工法選定に努めるとともに、バリアフリーについては、今後とも「誰もが住みやすい福祉のまちづくり条例」に基づいた歩道整備を推進するとしてございました。これにつきましては、実際の対応状況ですが下の方にまとめております。歩道については、横断勾配を1%以下とした透水性舗装を採用し、水溜り等の発生を防ぐとともに、交差点部等には段差を小さくした境界ブロックを採用し、歩きやすさやバリアフリーに配慮している。また、車止めを適宜配置し、誤進入を防ぎ歩行者の安全にも配慮しているという記述にしております。また、実際の施工状況につきましては、9ページに写真等を整理しております。上の写真が現在の状況ということで、完成後と完成前を対比して掲載しております。先ほどの歩道部の施工状況でございますが、左側に現在の状況、右側に段差の小さい境界ブロックの設置状況や透水性舗装の施工状況について掲載

しております。

最後になりますが、今後の課題でございます。説明してきましたように、走行時間の短縮や事故発生件数の減少及び利用者アンケート等から、当初の目的は概ね達成されたものと思っております。今後につきましては、交通量の増加程度及び三陸自動車道多賀城インターチェンジ整備の動向を見ながら、仙塩広域都市計画道路のネットワークの充実、利便性向上を一層図っていく必要があると考えております。今後の同種事業に対する課題と対応策でございますが、当該工区につきましては、軟弱地盤対策による事業費の増額や埋蔵文化財に関する協議、調整に不測の日数を要しました。今後につきましては、軟弱地盤地帯において事業を実施する場合は、事前に十分な現地調査や地質調査を実施し、対策工法の検討を行うこととしたいと思っております。また、文化財地区において事業を実施する際は、関係機関との協議を計画的に行い、円滑な事業の推進を図りたいと考えております。

以上で説明を終わります。

林山部会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御意見や御感想等ありましたらお願いいたします。

河野委員 質問ですが、今後の課題というのが非常に重要だと思うのですが、同種事業を行う際に、この今後の課題などを参考とする手続など、具体的に制度化されているのでしょうか。

企画・評価専門監 現在のところ、特に制度化するといったことは考えておりませんが、せっかくの事後評価でございますので、今後の他事業実施の参考とするためにも、そういったエッセンスをまとめていただければと考えております。

林山部会長 他いかがでしょうか。

それでは私から質問ですが、この完了報告書は、例えばホームページなどで県民に公開されるのでしょうか。

企画・評価専門監 公表いたします。

林山部会長 パブコメはいらないと思いますが、公表するということですね。次にコメントですが、1ページの事業費の表について、ブランクだと記載漏れと勘違いする可能性もあるので、「0」や「-」を記載した方が良いと思います。

他いかがでしょうか。

風間委員 完了報告についての、この部会でのコメントはどのように反映されるのでしょうか。

企画・評価専門監 基本的には審議事項ではございませんので、今回報告したものにつきましては、これ以上、部会から何かを求めるといったことは想定しておりませんが、新たな事後評価制度がスタートしましたので、今後の事後評価制度を充実させるためにも、

様々な御意見をいただければと考えております。

風間委員 ということは、事後評価手法にコメントすることは構わないが、報告書の中味についてはコメントできないということでしょうか。

企画・評価専門監 そこまで厳しいものではありません。審議事項ではなく報告事項という区分にはなっておりますが、全く何も言えないという趣旨ではございません。自由にお話しただいて構いません。

山本委員 報告書の5ページには平成14年の再評価時点の費用対効果分析結果をそのまま掲載されていますが、事業が終わった後、せっかく通過台数なども測定しているわけですから、実態として、現在の費用対効果がどうなったかというデータも掲載していただけると、当時の見積が正しかったとか、CO2削減のために台数が減ったのかといった部分も見えて、事後評価としては、より適切なものになるかと思えます。今回の報告がどうこうということではなく、今後、この部分に関しては、利用可能なデータの範囲ではこういう結果になりますということを掲載していただけると良いと思えます。

林山部会長 次回以降の報告では、アップデートしたデータを付け加えてはどうかという御意見でした。

山本委員 もちろん、そのために新たな調査を行うことは大変だと思うので、入手可能なデータを用い、可能な範囲で行っていただければと思います。

林山部会長 他いかがでしょうか。

河野委員 今後の課題の部分について提案ですが、一つは当時のB/C算定の妥当性についてのコメント、もう一つは現在記載しているようなプロジェクト評価の二つに分けて整理しておく、今後のプロジェクトについても提案できるのかなと思えました。今回はおそらく問題がないので、記載することもないと思いますが、今後、例えば計画交通量が少な過ぎたというコメントも出てきたりして、反省材料にもなるのかなと思えます。

企画・評価専門監 今後に向けて、そういった視点も踏まえて報告書を作成したいと思います。

林山部会長 他いかがでしょうか。

いくつか重要な意見をいただきました。この完了報告の位置付けを明確にしておくといったこと。既存データ、把握出来る実測データにより更新したB/Cを追加記載しても良いのではといったこと。評価手法自体の反省、今後につながる資料も添付してはどうかといった意見もございました。今後、事務局で調整していただき、良い制度に向けて前進していただきたいと思えます。

企画・評価専門監 承知いたしました。

林 山部会長　それでは、以上で本日の議事を終了します。4のその他について、事務局より
よろしく申し上げます。

司　　会　委員の皆様、ありがとうございました。最後になりますが、当部会の親委員会
であります行政評価委員会の開催につきまして、御連絡いたします。行政評価委
員会は、3月16日水曜日、午前10時30分から開催いたします。本部会からは林山
部会長、橋本副部会長に御出席いただきますが、後日、文書にて御案内させてい
たいただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございますが、委員の皆様から何かご質問等ございませ
んでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会
並びに本年度部会の一切を終了いたします。今年度一年間、ありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 小野寺敏一 印

議事録署名人 両角 和夫 印